

岩手県高等学校体育連盟専門部規程

第1条 専門部は、岩手県高等学校体育連盟〇〇専門部と称する。

専門部は次のとおりとする。

陸上競技、体操、水泳、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、サッカー、ラグビー、ハンドボール、バドミントン、相撲、ボクシング、柔道、自転車、ソフトボール、軟式野球、スキー、スケート、剣道、弓道、登山、ヨット、ボート、ウエイトリフティング、レスリング、フェンシング、テニス、ホッケー、空手道、馬術、アーチェリー、なぎなた、カヌー、硬式野球、定通制、研究

第2条 専門部は、本連盟の目的達成のため、該当種目別競技団体と提携し、事業を行う。

第3条 専門部の行う事業は、理事会及び評議員会の承認を受けるものとする。

第4条 専門部には、次の役員をおく。

部長 1名 副部長 若干名（特に置く場合） 委員長 1名 副委員長 若干名

常任委員 若干名 強化委員 若干名 委員 若干名 会計 若干名 監事 若干名

第5条 部長は、その部を統轄し、事業の執行にあたる。

第6条 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

第7条 委員長は、委員の互選により、部長がこれを委嘱する。

委員長は、部長を補佐し、事業の執行にあたる。

第8条 副委員長は、委員長の推薦により、部長がこれを委嘱する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。

第9条 委員は各学校の該当部顧問教員1名とする。

委員は、委員長の推薦により、若干名の増員をすることができる。

委員は、当該専門部の事業を執行する。

第10条 常任委員は、委員長の推薦により、部長がこれを委嘱する。

常任委員は、当該専門部の事務を処理する。

第11条 強化委員は、委員長の推薦により、部長がこれを委嘱する。強化委員は、当該専門部の強化事業を執行する。

第12条 会計は、常任委員会において推薦し、部長がこれを委嘱する。会計は、専門部の経理事務を担当する。

第13条 監事は、常任委員会において推薦し、部長がこれを委嘱する。監事は、専門部会計の監査をする。

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 会議は、会長の承認を得て、部長が召集し、重要事項を審議する。

附 則

この規程は、昭和27年4月1日から施行する。

平成8年4月18日一部改正

平成17年4月22日一部改正

平成17年11月14日一部改正

※専門部の増加に伴い、平成7年までの間に専門部名を12度に渡り付け加える。